

大阪市告示第421号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール トレーニング場	令和7年4月7日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
大阪市立 東成屋内プール	令和7年4月21日（月）	
水泳場 トレーニング場	令和7年4月28日（月）	

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	令和7年4月1日（火）から同月13日（日）まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール トレーニング場	令和7年4月1日（火）から 同月4日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで

	令和 7 年 4 月 5 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
	令和 7 年 4 月 6 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
	令和 7 年 4 月 8 日（火）から 同月11日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年 4 月12日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
	令和 7 年 4 月13日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和 7 年 4 月15日（火）から 同月18日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年 4 月19日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
	令和 7 年 4 月20日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
	令和 7 年 4 月22日（火）から 同月25日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年 4 月26日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
	令和 7 年 4 月27日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
	令和 7 年 4 月29日（火）から 同月30日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）